

第1章 総則

1 本計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、河北町における住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を河北町防災会議が定めることにより、防災関係機関の全機能を有効に発揮して、町並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 本計画の構成

本計画の構成は、第1編 総則、第2編 震災対策編、第3編 風水害対策編、第4編 個別災害対策編とする。

3 本計画の方針

- (1) 本計画は、本町及び防災関係機関が防災対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。また、各防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、その具体的推進とともに、人的被害や経済被害を軽減するための住民運動の展開を図る。
- (2) 災害を完全に防ぐことは不可能であり、被災しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう備える「減災」の考え方を基本とする。
- (3) 河北町防災会議は、都市化及び少子高齢化の進行等、社会環境の変化及び大規模地震等による災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定により、本計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
- (4) 各防災関係機関については、前号の趣旨を踏まえて、本計画に毎検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを河北町防災会議に提出する。

また、河北町防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、本計画を修正する。

4 用語の意義

- | | |
|-------------|---|
| (1) 町防災計画 | 河北町地域防災計画をいう。 |
| (2) 県防災計画 | 山形県地域防災計画をいう。 |
| (3) 災害対策本部 | 河北町災害対策本部をいう。 |
| (4) 災害対策本部長 | 河北町災害対策本部長をいう。 |
| (5) 各部班 | 河北町災害対策本部組織各部班をいう。 |
| (6) 防災関係機関 | 国、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。 |
| (7) 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。 |

- (8) 県救助法細則 山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）をいう。
- (9) 広域相互応援協定 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定をいう。

第2章 防災関係機関の事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の責務

(1) 河北町

河北町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関、自衛隊及び他の地方公共団体の協力を得て、町防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(2) 山形県

山形県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、河北町並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その掌握事務について、指定地方行政機関及び他の地方行政機関と相互に協力して自ら防災活動を実施するとともに、町が行う防災活動が円滑に行われるようそれぞれの公共的業務に応じて勧告、指導、助言及び協力をを行う。

(4) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第83条の規定により、知事の要請を受け、人命又は財産の保護のため必要と認める場合に災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、町が行う防災上の諸活動に対し、協力する。

2 住民の役割

「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）。」ことが防災の基本であり、住民は、その自覚をもち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

特に大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、住民は、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組むように努める。

3 防災関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 河北町

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
河北町	<p>1 河北町防災会議に關すること。</p> <p>2 防災関係機関相互の総合調整に關すること。</p> <p>3 自主防災組織の育成及び指導</p> <p>4 防災に関する調査・研究、教育及び訓練</p> <p>5 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に關する施設、設備及び組織の整備並びに災害の予報及び警報・注意報伝達の改善</p> <p>6 防災意識の高揚及び災害安全運動の啓発</p> <p>7 通信施設及び組織の整備</p> <p>8 水防、消防、救助その他の災害応急に關する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄</p> <p>9 治山治水その他町全域の保全</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</p> <p>12 その他必要と認めた措置</p>	<p>1 河北町災害対策本部の設置及び運営</p> <p>2 指定地方行政機関の長等及び知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援要請</p> <p>3 知事の委任を受け行う、災害救助法に基づく被災者の救助</p> <p>4 損失及び損害補償並びに公的徵収金の減免等</p> <p>5 災害情報の収集及び災害広報</p> <p>6 災害予報及び警報・注意報等の情報伝達並びに避難の勧告、指示及び警戒区域設定</p> <p>7 被災者の救助</p> <p>8 消防活動及び浸水対策活動</p> <p>9 緊急輸送の確保</p> <p>10 ライフラインの確保</p> <p>11 公共土木施設、農地農業用施設及び林地・林業用施設等に応急措置</p> <p>12 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置</p> <p>13 食料その他の生活必需品の需要計画</p> <p>14 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置</p>	<p>1 被災者のための相談に關すること。</p> <p>2 見舞金等の支給等に關すること。</p> <p>3 雇用の安定に關すること。</p> <p>4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に關すること。</p> <p>5 住宅対策</p> <p>6 租税の特例措置に關すること。</p> <p>7 被災産業に対する金融対策</p> <p>8 公共施設等の災害復旧に關すること。</p> <p>9 その他必要と認めた措置</p>

		15 被災児童及び生徒に対する文教対策 16 要配慮者に対する相談及び援護 17 その他必要と認めた措置	
西村山広域消防本部	1 災害に対する予防、防ぎよと拡大防止対策に関すること。 2 消防機材の整備充実と訓練の実施に関するこ。	1 災害における人命救助対策に関するこ。 2 災害時における危険物の災害防止に関するこ。	
消防団	1 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備及び資機材の維持管理に関するこ。 2 防災に係わる教育及び訓練に関するこ。	1 消防、水防その他応急措置に関するこ。 2 被災者の救護、救助その他保護に関するこ。	

(2) 山形県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	1 山形県防災会議にに関するこ。 2 防災関係機関相互の総合調整 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現 4 防災に係る気象、地象、及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備並びに災害の予報及び警報・注意報の伝達改善 5 防災思想の普及及び災害安全運動に関するこ。 6 防災に係る教育及び訓練 7 通信施設及び組織	1 山形県災害対策本部の設置及び運営 2 防災関係機関相互の総合調整 3 河北町の実施する被災者の救助の応援及び調整 4 自衛隊の災害派遣要請 5 指定行政機関に対する職員の派遣要請 6 建設機械及び技術者の現況把握並びにその緊急使用又は従事命令 7 損失及び損害賠償並びに公的徵収金の減免等に関するこ。 8 応急措置のための財産又は物品貸付け 9 河北町の実施する消	1 被災者のための相談 2 見舞金等の支給等に関するこ。 3 雇用の安定に関するこ。 4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関するこ。 5 住宅対策 6 租税の特例措置に関するこ。 7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策 8 公共施設等の災害復旧に関するこ。

	<p>の整備</p> <p>8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄</p> <p>9 治山治水その他県土の保全</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</p> <p>12 在宅の災害時要援護者対策に関すること。</p>	<p>防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助</p> <p>10 災害救助法に基づく被災者の救助</p> <p>11 災害予報及び警報・注意報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達</p> <p>12 災害広報</p> <p>13 緊急輸送の確保</p> <p>14 ライフラインの確保</p> <p>15 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置</p> <p>16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置</p> <p>17 食料その他の生活必需品の需要調整</p> <p>18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置</p> <p>19 被災児童及び生徒に対する応急の教育</p> <p>20 要配慮者に対する相談及び援護</p> <p>21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。</p>	
山形県警察本部（寒河江警察署）	<p>1 災害警備用の装備、資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実</p> <p>2 災害警備の教養訓練</p> <p>3 防災広報</p>	<p>1 災害情報及び交通情報の収集</p> <p>2 被災者の救助及び避難誘導</p> <p>3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保</p> <p>4 行方不明者の調査及び遺体の検視</p> <p>5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関するこ</p>	

(3) 指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
農林水産省 東北農政局 山形拠点		1 災害時における応急食料の供給に関すること。	
山形森林管理署	1 治山事業、地すべり対策事業及び保安林整備管理事業の実施に関すること。 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに森林火災の防止に関すること。	1 災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること。	1 林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること。
東京航空局 山形空港出張所	1 航空保安・航空輸送事業及びその他航空に係る事業の防災訓練に関すること。	1 山形空港及び航空保安施設の管理運用に関すること。 2 航空機による輸送の確保に関すること。	1 山形空港の災害復旧事業の指導援助に関すること。
東北財務局 山形財務事務所			1 金融機関の業務運営の確保に関すること。 2 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること。 3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融資に関すること。 4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること。
東北運輸局 山形運輸支局	1 運輸関係事業の防災体制を確立するための指導及び防災訓練の実施並びに安全確保に関すること。	1 災害情報の収集連絡及び伝達に関すること。 2 緊急輸送船及び車両のあっせん並びに航海、公益、確保、輸送の命令に関すること。	1 復旧用資機材の輸送に係る指導及び援助に関すること。

山形地方気象台	<p>1 防災教育、防災知識の普及及び防災訓練への参画並びに気象業務施設の整備に関すること。</p> <p>2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル等作成に関する技術的な支援に関すること。</p>	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</p> <p>2 気象、地象、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨等に関する情報等の関係機関への伝達に関すること。</p>	<p>1 災害時気象資料の作成、公表に関すること。</p> <p>2 災害時における気象情報の推移や予報の解説等に関すること。</p>
東北地方整備局山形河川国道事務所	<p>1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関すること。</p> <p>2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。</p> <p>3 災害危険箇所における河川、砂防、道路施設等の防災事業推進に関すること。</p> <p>4 重要水防区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに指導に関すること。</p> <p>5 官庁施設の災害予防措置に関すること。</p> <p>6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。</p>	<p>1 災害に関する情報の収集及び予報及び警報・注意報の伝達等に関すること。</p> <p>2 水防活動及び避難誘導等に関すること。</p> <p>3 建設機械及び技術者の現況把握に関すること。</p> <p>4 災害時における復旧資材の確保に関すること。</p> <p>5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること。</p> <p>6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。</p>	<p>1 二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。</p>
村山労働基準監督署	1 大規模な爆発、火災等の労働災害の原因となるおそれのある災害の防止に関すること。	1 災害応急工事等の監督指導、二次災害発生の防止に関すること。	1 災害復旧工事等の監督指導、被災事業場の操業再開時における災害防止に関すること。

(4) 自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 (第六師団)	1 防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資機材等の整備点検に關すること。	1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報・注意報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に關すること。 2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に關すること。 3 診察、防疫、病害虫防除等の支援に關すること。 4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸与又は譲与、交通規制の支援に關すること。 5 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に關すること。	1 自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受諾に關すること。

(5) 指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
日本郵便㈱ (河北郵便局)	1 災害発生時の郵政事務の運営確保体制の整備に關すること。	1 被災者に対する郵便はがき及び郵便書簡の無償交付に關すること。 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に關すること。	1 町に対する簡易保険及び郵便年金積立金の融資に關すること。

		<p>3 被災者の救助を行う町等にあてた救助用物資の小包及び救助用又は見舞い用の現金書留の料金免除に関すること。</p> <p>4 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替料金免除に関すること。</p> <p>5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。</p>	
東日本電信電話(株) 山形支店	1 高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	<p>1 気象警報の伝達に関すること。</p> <p>2 災害時における通信の確保、利用調整に関すること。</p> <p>3 災害用伝言ダイヤル「171」に関すること。</p> <p>4 特設公衆電話の設置に関すること。</p>	<p>1 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること。</p> <p>2 電気通信施設の災害復旧に関すること。</p>
(株)NTTドコモ東北支社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 災害時における移動通信の確保に関すること。	
KDDI(株)	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 災害時における移動通信の確保に関すること。	
ソフトバンク(株)	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 災害時における移動通信の確保に関すること。	
東北電力(株) 天童営業所	1 発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること。	<p>1 災害時における電力供給の確保及び調整に関すること。</p>	<p>1 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること。</p> <p>2 電力供給施設の災害復旧に関すること。</p>

日本通運(株) 山形支店		<p>1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること。</p> <p>2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関するここと。</p>	
日本銀行 山形事務所			<p>1 通貨の供給の確保に関すること。</p> <p>2 金融機関による非常金融措置の実施に関すること。</p> <p>3 各種金融措置の広報に関するここと。</p>
日本赤十字社山形県支部		<p>1 災害時における傷病者の医療救護に関するここと。</p> <p>2 赤十字ボランティア活動の指導に関するここと。</p> <p>3 義援金の募集受付に関するここと。</p> <p>4 被災者に対する救援物資の配分に関するここと。</p>	
日本放送協会山形放送局	<p>1 災害予防の放送に関するここと。</p>	<p>1 気象予報、注意報、警報、災害情報等の放送に関するここと。</p> <p>2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関するここと。</p>	<p>1 放送施設の災害復旧に関するここと。</p>
東日本高速道路(株)山形工事事務所	<p>1 所轄する有料道路の災害防止に関するここと。</p>	<p>1 災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関するここと。</p> <p>2 災害時における緊急車両の通行料金免除に関するここと。</p>	<p>1 所轄する有料道路の災害復旧に関するここと。</p>

(6) 指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送㈱ ㈱山形テレビ ㈱レビュー山形 ㈱さくらんぼテレビ ジョン ㈱エフエム山形	1 災害予防の放送に関すること。	1 気象予報、注意報、警報、災害情報等の放送に関すること。 2 救援奉仕活動、奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	1 放送施設の災害復旧に関すること。
山交バス㈱本社 第一貨物㈱ (公社) 山形県トラック協会		1 災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。	
河北町医師会		1 災害時における医療救護に関すること。	
寒河江川土地改良区 東根市土地改良区	1 水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。	1 農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。	1 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防対策・災害復旧等
県立河北病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
東根市外二市一町 共立衛生処理組合	1 災害時におけるし尿処理に関すること。 2 災害時における廃棄物、ゴミ等の収集
河北町ほか2市 広域斎場事務組合	1 災害時における火葬体制の確保
河北町商工会	1 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること。 2 救助用物資の確保についての協力に関すること。 3 復旧資材の確保についての協力及びあっせんに関すること。
農業協同組合、森林組合等農林関係団体	1 共同利用施設の応急対策に関すること。 2 共同利用施設の復旧に関すること。 3 肥料、飼料等の応急確保 4 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。
一般運輸事業者	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること。

危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること。
(福) 社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 2 福祉救援ボランティアに関すること。 3 災害援助ボランティアに関すること。
病院等経営者	1 防災に関する施設の整備と避難訓練等に関する事項 2 災害時における収容患者の避難誘導に関する事項 3 被災負傷者等の収容に関する事項 4 災害時における医療、助産等の救護に関する事項 5 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関する事項
社会福祉施設経営者	1 防災に関する施設の整備と避難訓練等に関する事項 2 災害時における収容者の避難誘導に関する事項
建設業協会等 建設業者	1 防災対策資機材、人員の確保に関する事項 2 障害物の除去等、応急・復旧対策に関する事項
(一社) 山形県エルピーガス協会西村山支部	1 液化石油ガス消費設備の安全指導に関する事項 2 応急燃料の確保に関する事項 3 被災地に対する燃料の供給に関する事項
町内会等、自治組織 自治防災会（組織）	1 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の供給、防犯に対する協力に関する事項 2 町が実施する応急対策についての協力に関する事項
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	1 それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する事項

第3章 河北町の概況

1 自然環境

(1) 位置及び面積

本町は、山形県のほぼ中央、山形盆地の北西部に位置し、西は出羽丘陵、東は最上川に接し、寒河江川の北に発達した東西8キロメートル、南北11キロメートル、面積52.45平方キロメートルの菱形状の土地である。

(2) 地勢

町の東半分が全地域の約70パーセントに当たる平野部で、集落が形成されている。平野部の西を約100メートルの等高線が西南から東北方向に走り、山地との境界をなしているが、北部において山麓線とずれて、そこに法師川扇状地が開けている。この等高線と最上川とを斜線とし、寒河江川を底辺とした二等辺三角形が寒河江川扇状地であり、標高90メートルの平坦で標高差13メートルから14メートルの所に古佐川、渋川、槇川が東に流れ、最上川に注いでいる。

西部の出羽丘陵は、後沢後方535.6メートルが最高点であり、前山の根際山や慶光寺山などは、せいぜい200メートルで、山麓線からみると100メートルの高さにすぎず、山地全体は西北方から東南に向かって傾斜をなしている。その間をぬって両所沢、滝の沢、弥勒寺沢、法師川が流れ、地形は複雑であり、そこに平田溜池、田の頭溜池、引竜溜池、一の滝、二の滝、不動滝がある。

(3) 地質

山地は、新世代の第3紀、第4紀（洪積世）からなっており、火成岩で形成され、およそ滝の沢を境としてその北東部は凝灰岩、砂岩で覆われ、西南部は大部分が安山岩からなっている。

けつ岩は両所沢に多くみられ、海成層であって、河北町で最も古い層をなしている。この層の上を葉山火山群の活動による安山岩が覆っており、地質分布は複雑である。

平野部は第4紀（沖積世）からなっており、礫、砂、粘土からなり、肥沃な耕地をつくっている。これら沖積世は湖成層であり、地下に泥炭層、即ち天然ガス鉱床を含んでいる。地下水位は極めて高い。

(4) 気候

冬は北西風で雪を降らし、夏は南東の風が吹き込む典型的な内陸型天候をもち、寒暖の差が著しい地域である。

《資料編》

- ・気温、降水量状況
- ・積雪、降雪量状況

2 社会環境

(1) 人口と世帯数（平成 27 年：国勢調査）

人 口	世 帯 数	人 口 密 度	一世帯当たり人員
18, 952 人	5, 865 戸	361.33 人／km ²	3.23 人

(2) 昼間人口（平成 27 年：国勢調査）

単位：(人)

夜間人口	昼間人口	流入人口	流出人口	町 内 就業者	町外から の従業者	町外への 従業者
18,952	17,437	4,010	5,525	9,807	3,792	4,992

(3) 産業別人口（平成 27 年：国勢調査）

産 業 别	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能産業
人口 (人)	1,141	3,433	5,139	94
割合 (%)	11.6	35.0	52.4	1.0

第4章 予想される被害等の状況

1 概要

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、災害発生によるその被害の特徴、想定被害量及び災害との関連を示して、より具体的な予防対策の推進を図る。

2 地震による被害想定

(1) 町防災計画が、阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためにはこのような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

このような観点から、平成8年度及び平成9年度の2カ年にわたり、県が実施した「山形県地震対策基礎調査」における調査報告書及び山形盆地断層被害想定調査をもとに、想定被害量を設定する。

(2) 震源域は「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し、本町を含む村山地域は「山形盆地断層帯の長期評価（地震調査研究推進本部地震調査委員会）」の断層帯を以下のとおり設定する。

ア 想定地震

種類	想定地震名	地震規模 (マグニチュード)	起震断層長さ
内陸型地震	山形盆地断層帯地震	7.8	60km

イ 発災ケース

過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害想定が異なることが考えられるため、報告書により、在宅の状況、積雪の有無、火気の使用状況等の条件の異なる3つのケースを設定する。

	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
風速 (m/s)	1.4	1.4	1.4
風向	南西	南西	北
屋根の積雪量(cm)	30	30	なし

3 風水害の被害の状況

前章において記述したように町内の平野部は、最上川と寒河江川に囲まれているため、台風や集中豪雨等による水害に弱く、災害記録上において多くの被害が残っている。

また、暴風雨や台風などの風による被害については、人家に影響を及ぼす被害は比較的少ないが、本町の特産物である果樹に対しては、果実の落下や樹木の枝折れ、ビニールハウスの倒壊など大きな被害をもたらしている。

《資料編》

- ・過去の災害履歴

山形盆地断層帶地震被害想定（河北町）

平成 14 年 山形盆地断層帶被害想定調査

区分	発災ケース			兵庫県南部地震
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間	
地震規模	M 7. 8			M 7. 2
震度	震度 4 強～ 7			震度 4 ～ 7
建物全壊	1, 090 棟 12. 2 %	880 棟 9. 8 %	92, 877 棟 4. 8 %	
建物半壊	1, 311 棟 14. 6 %	1, 116 棟 13. 4 %	99, 829 棟 5. 2 %	
全半壊計	2, 401 棟	1, 996 棟	192, 706 棟	
出火	11 件	4 件	1 件	257 件
建物焼失	14 棟 0. 16 %	5 棟 0. 06 %	2 棟 0. 02 %	7, 119 棟 0. 4 %
死者	58 人 0. 28 %	70 人 0. 32 %	43 人 0. 21 %	5, 480 人 0. 1 %
負傷者	696 人 3. 32 %	793 人 3. 56 %	573 人 2. 73 %	34, 900 人 0. 6 %
死傷者計	754 人	863 人	616 人	40, 380 人
全半壊建物 被災者	5, 646 人 26. 92 %	5, 627 人 25. 25 %	4, 812 人 22. 94 %	詳細不明
収容指定避難所生 活者	2, 715 人 12. 94 %	2, 702 人 12. 12 %	2, 253 人 10. 74 %	32 万人 5. 6 %
上水道断水 世帯	3, 583 世帯 63. 3 %		3, 492 世帯 61. 7 %	130 万世帯 阪神地区
下水道排水 困難世帯	12 世帯 0. 62 %			
停電世帯	1, 908 世帯 36. 1 %		1, 768 世帯 33. 5 %	100 万世帯 阪神地区
電話不通世帯	1, 891 世帯 27. 8 %		1, 687 世帯 24. 8 %	29 万世帯 阪神地区

長井盆地西縁断層帯地震被害想定（河北町）

平成 18 年 山形県地震被害想定調査

区分	発災ケース			兵庫県南部地震
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間	
地震規模	M 7. 7			M 7. 2
震度	震度 6 弱～7 強			震度 4～7
建物全壊	2 6 3 棟 2. 5 %		2 4 3 棟 2. 3 %	9 2, 8 7 7 棟 4. 8 %
建物半壊	9 2 6 棟 8. 9 %		8 5 6 棟 8. 2 %	9 9, 8 2 9 棟 5. 2 %
全半壊計	1, 1 8 9 棟		1, 0 9 9 棟	1 9 2, 7 0 6 棟
出火	0 件	0 件	0 件	2 5 7 件
建物焼失	0 棟 0 %	0 棟 0 %	0 棟 0 %	7, 1 1 9 棟 0. 4 %
死者	1 1 人 0. 0 5 %	1 9 人 0. 0 9 %	8 人 0. 0 4 %	5, 4 8 0 人 0. 1 %
負傷者	2 3 0 人 1. 1 %	3 3 1 人 1. 6 %	1 8 6 人 0. 9 %	3 4, 9 0 0 人 0. 6 %
死傷者計	2 4 1 人	3 5 0 人	1 9 4 人	4 0, 3 8 0 人
収容指定避難所生活者	9 4 5 人 4. 4 %	1, 1 1 1 人 5. 2 %	9 4 5 人 4. 4 %	3 2 万人 5. 6 %
上水道断水世帯	地震直後 5, 3 0 2 世帯 一日後 4, 0 9 7 世帯	9 4. 2 % 7 2. 8 %		1 3 0 万世帯 阪神地区
下水道排水困難人口	2 6 4 人 2. 1 8 %			
停電世帯	9 2 4 世帯 1 6. 4 %			1 0 0 万世帯 阪神地区
電話不通世帯	5 0 2 世帯 7. 3 %			2 9 万世帯 阪神地区
L P ガス要点検世帯	8 2 0 世帯 1 1. 4 %			

※数値の「0」は想定上 1 に満たないもの。

庄内平野東縁断層帯地震被害想定（河北町）

平成 18 年 山形県地震被害想定調査

区分	発災ケース			兵庫県南部地震
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間	
地震規模	M 7. 5			M 7. 2
震度	震度 5 強～6 弱			震度 4～7
建物全壊	0 棟 0 %	0 棟 0 %	0 棟 0 %	92, 877 棟 4. 8 %
建物半壊	44 棟 0. 4 %	42 棟 0. 4 %	42 棟 0. 4 %	99, 829 棟 5. 2 %
全半壊計	44 棟	42 棟	42 棟	192, 706 棟
出火	0 件	0 件	0 件	257 件
建物焼失	0 棟 0 %	0 棟 0 %	0 棟 0 %	7, 119 棟 0. 4 %
死者	0 人 0 %	0 人 0 %	0 人 0 %	5, 480 人 0. 1 %
負傷者	0 人 0 %	0 人 0 %	0 人 0 %	34, 900 人 0. 6 %
死傷者計	0 人	0 人	0 人	40, 380 人
収容指定避難所生活者	172 人 0. 8 %	208 人 1. 0 %	172 人 0. 8 %	32 万人 5. 6 %
上水道断水世帯	地震直後 4, 204 世帯 74. 7 % 一日後 2, 465 世帯 43. 8 %			130 万世帯 阪神地区
下水道排水困難人口	158 人 1. 30 %			
停電世帯	0 世帯 0 %			100 万世帯 阪神地区
電話不通世帯	0 世帯 0 %			29 万世帯 阪神地区
L P ガス要点検世帯	30 世帯 0. 4 %			

※数値の「0」は想定上 1 に満たないもの。